

平成29年第2回大衡村議会定例会会議録 第2号

平成29年6月8日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（13名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一
11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ
14番 細川 運一		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

議事日程（第2号）

平成29年6月8日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 同意第 2号 大衡村農業委員会委員の任命について

- 第 4 同意第 3 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 5 同意第 4 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 6 同意第 5 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 7 同意第 6 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 8 同意第 7 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 9 同意第 8 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 10 同意第 9 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 11 同意第 10 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 12 同意第 11 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 13 同意第 12 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 14 同意第 13 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 15 議案第 27 号 専決処分の承認を求めるについて
〔大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第 16 議案第 28 号 専決処分の承認を求めるについて
〔大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第 17 議案第 29 号 専決処分の承認を求めるについて
〔大衡村企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第 18 議案第 30 号 専決処分の承認を求めるについて
〔復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第 19 議案第 31 号 専決処分の承認を求めるについて
〔平成 28 年度大衡村一般会計予算の補正について〕
- 第 20 議案第 32 号 専決処分の承認を求めるについて
〔平成 28 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について〕
- 第 21 議案第 33 号 専決処分の承認を求めるについて
〔平成 28 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について〕

て]

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しますので、これより平成29年第2回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番文屋裕男君、7番小川宗寿君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問は、通告順に発言を許します。

通告順5番、山路澄雄君、登壇願います。

〔11番 山路澄雄君 登壇〕

11番（山路澄雄君） おはようございます。通告順位5番、山路澄雄であります。

私の一般質問、通告した件名は、大衡村出資の万葉まちづくりセンターの現状を問うという見出しありますが、一問一答方式で村長の考えを伺います。

まず、大きな1番として、指定管理者としての事業内容の説明を求めるというものであります。

各事業の決算等は年1回決算報告書で議会に提出されていますが、その内容等、不明な点もございますので、私の勉強不足のせいでもあります、一層の内容の説明を求めるものであります。

また、近年、まちづくりセンターの独自事業として、最近では甘酒の製造販売も行っているようでございますが、それらの事業の内容、近況について報告を求めるものでございますが、それは2番にもありますが、関連しますが、ひとつよろしくお願ひします。

また、これは万葉美人の販売等もありますので、それも2番と関連しますが、よろしくお願ひいたします。

件名の2番は、先ほど申し上げました万葉まちづくりセンター独自の事業展開の状況、その詳細な報告を求めるというものでございます。いわゆる働いている人たちは何名か、それからどのような場所でどのような製造を行っているのか、詳細を伺いたいと思います。

3番目が、社長以下幹部役員の人事について説明を求めるというものであります。社長以下幹部職員、取締役については、特に法務局の登記簿を閲覧すると全てわかるわけでございますが、その他取締役外の幹部職員の方、個人情報保護法に抵触するということで答弁をなされないかもしれません、第三セクターという村出資の公社でございます。それらがどのように運営されているか、基本的な問題ですので、村長の懇切丁寧な説明を求みたいと思います。

4番目として、職員の採用状況と勤務形態の詳細な報告を求めるとしてしました。職員の採用状況について、これもまた個人情報、それからさまざまな足かせがあって一般村民は知り得ないところでございますが、株式の65%を取得して毎年多額の事業費を支出している第三セクターの状況が村民の目に触れることがなかなかないということで、採用状況と勤務形態の詳細をお聞きするものでございます。

財政状況については資料が毎年配付されているところでございますが、いわゆる万葉館のように最初から指定管理料も払われない施設もございます。その中で、どのような事業が展開されて、どのような財政負担を生じているか。多分、まちづくりセンター全体の余剰金をこれに充てていると思いますが、その概要をお聞きするものであります。

以上、5点を挙げましたが、これからは自席においてお聞きします。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　おはようございます。

山路澄雄議員の一般質問に答弁を申し上げます。

まちづくりセンターの現状を問うというご質問であります、けさもまちづくりセンタ

一に業務委託をしている万葉パークゴルフ場で第14回の開場記念杯パークゴルフ大会が開会されました。けさ8時半開会でありました。ご挨拶に参ったわけですが、議長も一緒に参りまして、それぞれにご挨拶を申し上げたところであります。

県内外から、遠くは大阪の高槻市からも参加されて、あるいは山形県等々の参加、180名を超えるこの雨の天候の中でもいらしていただき、大変盛り上がっているように感じました。それで、議会でありますから、早々に私は退散というか退席してまいりました。

そういうことで、そのまちづくりセンターに委託している関係の質問でございます。懇切丁寧にということでありますから、懇切丁寧にご説明を、答弁を申し上げたいと、こんなふうに思うところであります。

まず、1点目の指定管理者としての事業内容についてのご質問でございます。本村では、現在指定管理者制度を活用した施設は、万葉クリエートパークを初めとする合計7施設で、施設ごとに管理運営の基本協定を結びながら、適正かつ円滑な管理運営を委託しているところでございます。村民の雇用の場の確保や経費の節減が図られることは当然ながら、民間のノウハウを最大に発揮し、利用者の利便性の向上が図られているというふうに認識しているところであります。

次に、2点目の万葉まちづくりセンター独自の事業展開の現状とその詳細な報告を求めるとのご質問でありますが、地域の活性化、農業振興を目的とした万葉あまざけの製造を初め、地元の食材を活用したようかんやアイスクリームの開発など、特産品の創出を積極的に行っているようでございます。

また、村内の企業や施設への本村食材の提供や村内企業の工場内での清掃、そして除雪、除草を請け負うなど、独自に新たな事業を開拓して、販路や事業の拡大を図っているよう報告を受けているところでございます。

委託する企業などからの信頼も厚く、今後も継続していく考えのようであり、株主である本村といたしましても、今後の推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の社長以下幹部役員の人事についてのご質問でありますが、代表取締役や役員につきましては、任期は4年であります。そして、株主総会での決議に基づいて承認されるものでございます。

次に、4点目の職員の採用状況と勤務形態についてのご質問でありますが、本年4月1日現在の従業員数は役員を除いて72名となっております。そのような報告が参っておりま

す。このうちの大衡村の在住者は48名となっておるというふうに報告を受けているところであります。採用に当たっては、万葉まちづくりセンターからハローワークに求人を出し、そしてハローワークからの紹介を受け、面談の上、面接の上、決定しているということで報告を受けているところであります。

また、勤務形態につきましては、基本的には朝8時30分から夕方5時30分までとなっており、万葉・おおひら館のような施設につきましては、早番、遅番があり、早番は朝8時から夕方5時まで、遅番は午前10時から夜7時までとなっているということで報告を受けておるところであります。

次に、5点目の財政状況についてのご質問ですが、総務省が策定した第三セクター等の経営健全化等に関する指針や本年2月に本村で独自に策定した第三セクター等に関する指針に基づき、センターの決算確定後に毎年財務状況に係る実地検査を行っており、検査結果は村ホームページで公表しております。経営状況は、総じて健全であり、設立してから毎年A評価となっているところであります。

しかしながら、将来にわたって健全経営が続くということは担保、保証されておりませんので、村としても経営が行き詰まることにならないように、適宜適切に指導を行っていきたいと、このように考えているところでございます。

以上で、答弁といたします。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 1番目の指定管理者としての事業内容の説明を求めるということですが、さまざま事業が多岐にわたっておりますが、特にお聞きしたいのは、まず第一として万葉館。指定管理料は発生していませんが、万葉館の運営状況についてお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 万葉館の運営状況と申しますと、どういうことなのかな。（「どういうものを取り扱って、どのような」の声あり）ああ、そうですか。（「採用されている人員」の声あり）はい。先ほども申し上げたとおりでありますが、万葉館ですね。大衡の地場産品はもとより県内の著名なといいますか、有名な、あるいは有名でないかもしれません、B級もありますけれども、そういった県産品、そういったものの展示をして、そして販売につなげて、前から言われてきたことであります、県内の発信的な発信基地。（「アンテナショップ」の声あり）うん、アンテナショップ的な、発信基地的な役目も負っている

ということあります。

そして、万葉館に地場産品といいますか、野菜等々を出していただいている、販売に寄与していただいている皆さんの組織もございまして、そういった方々との常々会議等々も持ちながら、そして地場産品の販売をメインにしたいということで頑張っているということでございます。その中にはもちろん甘酒やらようかんやら煎餅やら、村独自のものも当然陳列して、販売に寄与しているということあります。以上であります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 万葉館ですね。さまざま地元農産物、農産品、それらを展示して販売しているという状況はわかっておりますが、村として万葉館の運営状況ですか。特に村内の生産物の販売状況をどのように把握していらっしゃるかお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 出荷者は当然でありますが、お客様については大衡村の本当に新鮮な、そして栽培も行き届いたといいますか、余り農薬も使わないとか、そして生産者の顔の見える新鮮な野菜。そういうものが主に地元産としては陳列されています。本当にそういう意味で、毎日、毎日、野菜の出荷が足りないというようなうわさといいますか報告も聞いておりましおり、大衡村の農業者の皆さん本当にこぞって出荷していただければ、なおよりよい地場産品振興につながるのかなというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大衡村の地元産の農産物で、何が一番売り上げ高があって、その数量ですね。トン数か、個数かあると思うんですけども、村長の答弁は丁寧ではございますが、概要のみで、きちんとした数字をあらわして、品名と数字をきちんと報告していただけたいと思うわけでございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） あのですね、これは万葉館の内部と言ったらおかしいですが、職員じゃないとその辺はちょっと。私は……、わかるの。（「いや」の声あり）わからないよな。まずもって、私のほうからまず答弁して、それから担当のほうに答弁させたいと思います。わかる範囲ですね。

執行部、いかに運営を委託している側といつても、その辺の何が一番売れて、ナスが売れたとかカボチャが売れたとか、そこまでは私、首長として把握が、そこまでしろと、これからしろと言うのならばしますけれども、そこまで私は関与していないということ、私

自身はですよ。なので、担当のほうから答弁を、わかるかどうかわからせんけれども、答弁をさせたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 27年度、まだ28年度では決算がまだ出ておりませんので、27年度の万葉・おおひら館の決算の部分で申し上げたいと思います。

まず、こちらのほうに報告が来ている部分というのは、売上高と来館者数というところでございます。売上高につきましては、1億8,129万円でございます。来館者数は、27年度の来館者数でございますけれども、10万2,602人。前年度、いわゆる26年度と比較すると2万34人ということでございます。営業日数は363日ということで、この部分の報告がございます。（「何が売れ筋かというのはわからないか」の声あり）

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） いわゆる万葉館ですね。指定管理料は発生しておりませんが、村の農産物等を販売するため設けるということでの場所に建てたわけでございますから、きちんとどのような大衡村の農産物が万葉館に届いて、どれが一番売れるのか。村長は農業振興といつも言われますが、そういう基礎資料をとるためにもその内容を把握しておく必要があると思いますが、大郷であればモロヘイヤが主体であってやっているようですけれども、やはり大衡村の農産物は何が売れているのか。米か、それから野菜。野菜でも多岐にわたります。花かと、いろいろあるわけですね、品種ごとにね。それも把握できないのでは、やっぱりこれから農業振興策にもやっぱりつながっていかないと思うんですよ。もう一度、村長の考えを伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 出荷している方々にお話を伺っています。それで、何が売れるのか、何が今はやっていると言えばおかしいんですが、売れ筋は何なんだろうというようなお話を当然しております。それで、その生産者の方がいわく、「何でも売れるんだ」と、こういうことあります。「持つていけば何でも売れるんですよ」と。それは、量的なものはもちろんあると思いますけれども、ですから皆さんこぞって出荷者の組合といいますか、会があります。そこに入会されて、ぜひ山路議員も農業を実践されている方でありますから、ぜひ余っている畑でもいいですから、そこにちょっとでもいいですからね。あれして、とにかく何でも売れるという話を聞きました。

それで、何でも売れると言っても、これは漠然としています。いろいろお話をもっと深

く聞いてみると、ネギですね。曲りネギやら曲がらないネギ等々ももちろんですが、これから出回る、今収穫する丸っこいの。タマネギね。タマネギなどは年間を通して売れる。タマネギも保存がききますから、冬場も売れるということで、一気に全部、農協にぽんと出すんじゃなくて、やっぱり家で保管して、それで毎日、毎日出すと。この継続性。そういういたものがやはりいいのかなと。

そして、またさらには、7月後半ぐらいになるんですかね。ジャガイモが掘りとり始まります。このジャガイモもその出荷している方にちょっと聞いた話ですが、3つぐらい入って100円ぐらいで、それも年間を通して売れるということです。一気に全部出すとだめですから、毎日少量ずつでも出すと、1年間売れるんだということで、そういうようなお話を聞いています。

それから、やっぱりナス、キュウリですね。特にナスです。ナスが今売れている、今から出てくるのかなと、こんなふうに思っています。

それで、大衡の今後の振興作物として、私はアスパラガス、そういういたものをぜひ柱にしていいきたいというふうに考えておりますので、今後その栽培農家がふえるにしたがって軌道に乗ってくれば、アスパラガスなども市価よりもかなり安く手に入るのかなということで、とにかく出せば何でも売れる。

例えばですね……、いいか。あんまり長いか。例えば、ネコヤナギありますね、お彼岸に。ネコヤナギ、その辺にあるやつをぽつんぽつんと切ってぱっとやっただけでも売れるんだと、そういうことでありますので、何でも売れるということです。

議長（細川運一君） 懇切丁寧なご答弁ではございますけれども、明瞭簡潔に、村長に対してお願い申し上げたいというふうに思います。山路澄雄君。（「質問者の5倍以上しゃべる」の声あり）

11番（山路澄雄君） 議長、ご注意をお願いします。

万葉館の話ばかりしているわけにいきませんが、いわゆる万葉館の決算はすぐわかるはずですね。わかっていていれば、ここですぐ、簡潔に報告願います。

また、万葉館ですね。いわゆる食料の販売、あっせんですか。例えば牛乳をおおひら万葉こども園にいわゆる販売していると、そういう事例ですね。万葉館を中継ぎとして販売されている食品等が村の関係機関、万葉こども園は民間であるといえば民間ですけれども、大衡村でかなりの財政負担をしていますから。そういう観点からご報告をお願いします。簡単明瞭に。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私がしゃべると長くなりますので、担当より答弁させます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 単体の決算と、いわゆる万葉館という決算の部分については、うちではちょっと把握はしてございません。いわゆる全体の部分ですね。それ以外のいろんな指定管理の部分での実地検査というのは毎年1回やってございますので、トータルの部分でのいわゆる決算というのは把握してございますし、それはホームページには掲載しているところでございます。

議長（細川運一君） あと、万葉館を経由して販売している物品等があれば、その詳細についてのご質問がございましたけれども。わからなければわからないで結構です。

企画財政課長（佐野克彦君） 済みません、把握してございません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 30分を経過していますので、ここだけにとどまっているわけにいきませんが、いわゆる物産館の経営ですが、いわゆるかなりの生鮮食品等が廃棄されている、そのような事例もあるそうです。それで今、課長の答弁では実態を把握していないという。また、村長の答弁では数量と実際の品目等も把握していないということですね、現状は。やはり、指定管理者の問題ですね。村としてきちんとこの物産館の問題も今後把握していく必要があるんじゃないかと思うわけです。大郷町の公社ですね。事業範囲は狭いんですけれども、全部きちんと把握していましたね。財政課長も一緒に行ったからわかっているんです。今後はあのようなきちんとした指定管理者の事業内容の把握、非常に大事ではないかと思って、指摘して、次の事項に移ります。

簡単でいいですから、万葉まちづくりセンターの独自の事業展開。万葉あまざけですか。あの販売状況はいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 販売状況はおおむね良好というふうに伺っております。おおむね良好といったのもじやあどういうものかというと、いろんなデパートとか、いろんなデパートというのはおかしいですが、例えば藤崎とか三越とかそういったところにも展示販売をしているというようなお話を伺っておりますし、さらにはホテルとかそういったところにも置かせていただいているということあります。

余談になりますが、私も秋保の某ホテルに行った折に、その支配人に、まちづくりセン

ターで製造している甘酒をぜひ使ってくださいというようなセールスもしてきたところであります。結果は余り芳しくなかったように思いますけれども、そういったことで私もある程度 P R をしているところでもございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） この万葉あまざけですね。いわゆるこの組織を立ち上げるために資本投下、幾らぐらい資本を投下したのか。

それから、これから事業展開はどのように考えているか報告があると思うので、村長、その点をご理解していただけたらご報告を願います。簡潔にお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 事業投資をどの程度しているかということですが、詳細については担当のほうに答弁させますが、私の記憶が間違いなければ600万円から700万円、800万円の間ではなかったかなと、報告を受けて、今ちょっと資料を私は持っていないので、思っています。答弁。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 甘酒に係る製造施設の建設費というか事業費でございますが、まず建物改修については600万円ほどでございます。それで、いわゆる機器、瓶の洗浄機、蒸気ボイラ等が500万円、水道等の設備が200万円ということで、合計1,300万円ほどの設備投資をしているところでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） この原資ですね。借り入れ等もあるでしょうが、万葉まちづくりセンターとしては、第三公社はどのような償還計画を持っているものか、報告があればお知らせください。お聞きします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 償還計画については、詳細な償還計画についてはお聞きはしていなかった部分はございますが、いわゆる投資分ですね。投資分については5カ年間で回収するというか、そういうお話を受けているところでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 次に移ります。3番目。社長以下、幹部役員の人事についてお聞きします。平成17年ですか、万葉まちづくりセンターが発足しましてからはや十何年も過ぎているわけでございますが、この組織がどのようになっているか。幹部職員、取締役、監査役等

は法務局に行けばきちんと登記されておりますので理解できます。その中で、取締役ですね、どのように選ばれているのか。多分、取締役会で毎年6月過ぎに選考されて選ばれているということですが、大株主の大衡村長が出席して任期切れの役員の方々、特に取締役ですね、再任、それから辞任、そういう承認事項もあるでしょうが、なさっていると思うんですが、いわゆるこの取締役の問題ですが、かなり業務、いわゆる商工関係の経験もない人、事業に携わったこともありますけれども、いわゆる民間の営業等経験したこともない人もいるし問題があると思うんですが、万葉まちづくりセンター、いわゆる村民の貴重な税を使って発足している会社でございますから、この辺の村長の役員選任の基準は何か、まずお聞きします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　役員は、先ほども申し上げましたとおり任期は4年ということでありまして、任期満了になった方についての補充については、村としてももちろんご相談ございますし、村としても指導しているところでありますが、任期満了になった役員は、これまで任期満了になって交代した役員は、私が村長になって社長が交代したというこの1件だけございます。なので、その他の役員の方々がどのような経緯で今役員になられていたのかということについては、私自身は詳しくは承知していないところであります。

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　いわゆる社長、代表取締役、前代表取締役が辞任なさってから新しく代表取締役に就任されたのは平成28年6月24日の日付で、7月4日登記ですが、そのころは大衡村副村長という伊藤俊幸さんですね、現在も。この方が副村長を辞任されたのはいつでしたか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　伊藤俊幸氏が副村長を辞任した日は、28年12月31日でございます。

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　その時点で、その後でもいいんですけれども、目にち経過してもいいんですけれども、村長に対して万葉まちづくりセンターの代表取締役を退きたいというような申し入れは一切なかったですか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そのことにつきましては、たしか書面とかそういったものではございませんでしたが、口頭でそういう申し入れもあったと記憶しておりますが、しかし私としては、

やはりまちづくりセンター、議員仰せのとおり村が6割、65%の出資でもってやっている第三セクターでありますから、やはりこれまでどおり伊藤氏に継続してやっていただけないかという私は慰留をしたところがありました。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 溫情厚き村長ですから、さまざま副村長辞任の際もかなり慰留なさったそういうすれども、今回も慰留なさっているのかなとそのように感じました。

ただ、やっぱり村でできたこと、出来事、いわゆる新聞にも大きく載りましたが、その責任をとつてみずから辞任するということで突然辞任なさったわけですから、やはりこの万葉まちづくりセンターも半分公的なんですよね、機関として。いわゆる大衡村の出資を得て、65%の出資を仰いで仕事を行つてはいる。大体それで大衡村の各指定管理者の制度によって大衡村施設等の指定管理者として指定されている。そういう非常に公的ないわゆる機関でありますから、やはりこの際人事を一新するということですね。間もなくいわゆる株主総会も近いわけですから、村長もやはり、政治家というのではなく決断するときは決断していかないと、やっぱり心優しいだけでは政治家は務まらないと思うんですよ。やっぱり鬼にもなると、そういうことが必要ではないかと思うんです。

それで今後、私は、本人はどういう意向かわかりませんけれども、十分に話し合つて、やはり代表取締役としてあと2年以上務められるかどうか、やはり考えてあげるべきだと、そのように考えています。個人の生活に関しては何も言えませんが、やはり村民の中にも、やはりけじめというの必要ではないかと。泣いて馬謖を斬るという古いことわざもございますが、村長の決断が求められる時期が来ると思いますが、そこで私が感じたのは斎藤一郎さん、指定管理者制度による万葉まちづくりセンターの改革をずっと前からこの席で、一般質問で村長、あと前村長に述べてきた。いわゆるすばらしい内容の意見だったと思います。その方が隣に座っているんですから、今は。やはり十分の意見を交換なさって、ひとつ万葉まちづくりセンターの改革をトップの人事から変えていくというそういう決断が必要だと思います。簡単にですが、村長の答弁をいただきます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 伊藤俊幸氏をまちづくりセンターの社長に、28年の6月になっていただくようにということで、社長を交代させました。させましたというよりも、しました。それで、そういう経緯があるわけであります。そして、28年ですからちょうど今、1年ですかね。6月23日にまちづくりセンターの株主総会がございますが、しかし私は伊藤俊幸氏

を最初に任命といいますか就任していただくに当たり、齋藤一郎議員、その当時議員ですね、が申しておられたようなそういった内部の万葉まちづくりセンターの改革、そういうものをぜひしっかりとやってくれということで伊藤俊幸氏を任命してもらうようなふうになつたわけでありますから、その気持ちは副村長を辞任したからといって、それがもうなくなつたということでございません。所期の目的どおりまちづくりセンターの中で、ぜひ自分のこれまでの行政手腕、そういったものを發揮して、まちづくりセンターを健全な、それこそ山路澄雄さんとかそういう議員の方々にそしりを受けるようなそういった組織じゃないような健全な姿にしてくれということで送り出した伊藤今の中社長であります。

したがいまして、副村長を辞任したからといってそれも辞任だという考えは、私には毛頭ないところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） まちづくりセンターの改革ということで働いてもらうという答弁でございますが、28年6月24日就任以降、どのような改革がなされたのか、まちづくりセンターですね。非常に私は疑問ですよ。何も改革していないです。全然されていないです、改革。この問題はもう、まちづくりセンターの問題は平成17年の発足当時からさまざまな問題があつて、改革してほしいとさまざまな意見が議会や執行部で闘わされてきたわけですが、それは萩原議長、当時、わかっているはず。議長席にいたんですからね。

やはり問題は、必ず副村長の充て職としてこのポストがあるのかどうかと。万葉まちづくりセンターというのは、行政とはまるっきり違うんですよね。一つの公的資金の入った企業であると。企業、第三セクターの問題はさまざま全国で破産、それからにっちもさつちもいかなくなつて、青森の例もありますけれども、さまざまな例がありますけれども、大変な私は事業だと思いますよ。それは簡単に副村長だから充て職にいいんだと。改革してもらう、そういう意思があると思うと言うんですけども、村長はね。いわゆるなかなかあの中で、年を経た発足当時からの役員もいますし、さまざま性格的な問題もあると思いますけれども、この改革というのはなかなか難しいんですよ。

村長は英断なさるときはなさるようですが、やっぱりこの際、もっと民間活力を投入するのか、いわゆる役場の副村長として一緒に手を携えてやってきたから頼むやと、そういう。村長はやりやすいでしょうね。ただ、やっぱりそれではだめなんですね。一つの企業を大人にしていくと、成長させるんだと。別な観点から人事をやはり考えていくべきで、新しい人材を多方面から求める必要があるんじやないかと思うんですが。私は齋藤

一郎さんが改革派議員だったんですから、副村長についていることはそういう約束があるのかなと思ったんだけれども、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今、矛盾した質問なのかなと。副村長を齋藤さんだから、齋藤さんにさせればいいんじゃないかと。いや、副村長の充て職ではどうなのかといったその矛盾した、相反する今お話をありました。

それで、私はそういった考えは持っていない。副村長がイコール万葉まちづくりセンターの社長でなければならないと、そんな考えは毛頭持っておりません。なので、伊藤前副村長に今就任していただいているわけでありますが、その前段に先立ちまして、まちづくりセンターの役員の方々に来ていただいてお話をさせていただきました。

大衡村の第三セクターとして今やっていますけれども、これはあなた方、大衡村の管轄から離れて、一般の会社としてやってみてはどうですかという提案も私はしました。それで、その役員の方々、役員というのはその当時、伊藤君は入っておりませんでした。伊藤副村長は入っていませんよ、その当時の副村長は入っていません。それで、来たときに、来られたときに懇談をした中で、大衡村で別に第三セクターとして位置づける……、出資はしていますけれども、別に第三セクターとして何も位置づける必要ももちろんないですから、一般の会社としてどうですか、大衡村の関与なくいろんなことを自由にできるんじゃないですか、そういうふうにすればという提案をさせていただきました。

ところが、その当時の役員の方々が、「いや、やはり大衡村あっての我々なんです」と。「なので、ぜひ大衡村の指揮監督」、大げさに言えばね。「指揮監督のもとで我々は運営していくたいんです」というふうな明確な答えが返ってきたわけであります。それで、私もああそうなのかなと。「かえってあなた方、自由になっていいんじゃないですか。何でもやれる。何でもやれますからね」と言ったんですけども、「いや、それは大衡村の指揮監督のもとに我々はやっていたほうが、やるのが我々の使命だと思っています」と、こういうふうに明確な答えが返ってきたわけであります。

ということで、であれば、やはり大衡村の行政に精通した、そしてまた内部を改革しようとする伊藤今の社長がそのままその社長として今就任していることについては、別に私は違和感を持っていない、私自身はですよ、違和感を持つものではないということを申し上げておきたいと思います。

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　村長がまちづくりセンターの役員の方々に一本立ちして民間でやってみたらどうかと言ったって、それは無理な話ですよ。いわゆる大衡村が後ろで支えて、この金額を見ると、万葉クリエートパーク及び緑水公園は年間5,000万円ですよ。排水処理場は2,800万円、児童館は1,600万円、大衡村ふるさと美術館は689万円、青少年交流館は1,200万円、村民体育施設が1,100万円。このような厚い予算の中で仕事をしてきたまちづくりセンターが、到底民間に改装していく、変えていくというのは絶対到底無理ですよ、これは。

まず、それは別にして。やはりそれだからこそ、きちんと指導力ある社長が必要だと、そのように指摘して、村民のみんながそう言っているとは言いませんよ。村民の中にもそういうような声があるということをお伝えして、この件については終わらせていただきまます。

次です。職員の採用状況ですが、これも社長と役員の方々に関係するんですけれども、時間ないかな。職員の採用はどのようになさっているか、把握されていますか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　職員採用については、先ほども答弁で申し上げました。ハローワークを通じて、その上紹介いただいて、面接をして、そして採用しているという報告が参っているところであります。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　話は飛ぶんですが、時間も時間ですから。大郷町の第三セクターですが、会社名が大郷町の開発公社ですか。大郷地域振興公社ですね。これも町出資の第三セクターでございますが、この運営については大郷もかなりこの第三セクターの問題では苦労なさった自治体ですから、一応改革はなさっているわけでございまして、問題はいわゆる決算の報告等を議会は年4回特別委員会を開いて、年4回でもないときもあるそうですが、年1回か2回のときもあるそうですけれども、議会として特別委員会を開いて、社長、関係職員を招いて説明を求めていると。そういうふうにして、いわゆる決算のあり方も透明化を図っている。この問題は執行部でなくして、議会側の問題ですけれどもね。

執行部側としては、その公社の運営状況を大郷町では区長、それから農業委員、それらの方が集まって、いわゆる協議会を開いているんですね、運営協議会。こういういわゆる何ばでも透明化していこうと、第三公社をですね。そういう努力をなさっています。やはりそのような姿勢がこれから大郷のまちづくりセンターに対応するには必要でないかと思

うんですが、やはり他町は他町、改革しながらやっていますけれども、大衡の場合はなかなか改革できない。改革に英断を持って当たっている萩原村長、他町の状況、このようあるんですよ、きちんとやっているところ。どう考えますか、努力なさいまか、そのように。時間も時間ですから、短くお願ひします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　議員のおっしゃることは、当然私もそういうふうに議長時代にも思いました。まちづくりセンター等々のことで、議会では何ら入っていくと、何もないということで、私も疑問には思っていました。

議会の問題であるというふうに今おっしゃいましたけれども、議会のほうでぜひ、まちづくりセンターの役員の皆様方と、要するに今、何会議というんですか、いろんな団体方とりますよね。ああいったことを申し入れて、ぜひご理解を得るようなそういった努力も、議会としても必要ではないかなというふうには私も思っています。

その中で、やはりこれまで抱いてきた例えば、もしあるとすればですよ。あるとすれば、そういった不信感なり、そういった疑問なり、そういったものがご理解の上にわかっていて、もっともっと議会とそういった……、いつも出ています、たまたま第三セクターのことは。なので、そういったことが理解していただけるそういった機会になればなと。かえって私はあったほうがいいと思います。いいですか、こんな程度で。（「村長はどうするんですか。執行部として、村長は」の声あり）

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　村長はどのようにこの問題にこれから、改革する立場にあるはずですから。この問題にどのように対応していくか。議会は議会ですから。村長は村長、村長は一番責任重いですから。全て指定管理者の契約等、全て村長の権限で行っていますから。この指定管理者の問題が、非常に今、私は大きな大衡村の村政の問題ではないかと、そのように感じています。村長の明快な答弁を、あと2分しかございませんので。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　第三セクターの改革といいますか、改善・改革ですね。これは日々、当然やっていかなければならない。トヨタ方式であります。そういったことでやっているところでありますから、ぜひ改善・改革、当然するべきだと思います。そしてまた、そのためにも今、社長になってもらっている伊藤俊幸氏にその手腕を発揮していただきたいという

ことでお願いをしたところであります。当然、その改革・改善は、当然するべきだと私は思っています。もし、ふぐあいな点があればということありますよ。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 最後になります。平成17年3月15日に会社が成立してから現在まで、ずっとこの問題を引きずってきています。全然改革なされてきませんでした。いわゆる問題は、最初村長が社長でしたが、次に副村長が社長になったと。それでまた、副村長が社長になったと。この辺のいわゆる人事のあり方が問題ではないかと。そのように私は考えております。

これからも、非常に困難な面もございますが、きちんと対応していきたいと思いますので、村長もひとつなるべく改革に向かって努力なさってください。以上です。答弁は要りません。時間ないわ。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 時間、オーバーですね。ちょっと、30秒ほど。

議員、改革さっぱりなっていない、早くしろと。早くしろといいますか、ということであります。それで、具体的になっていないのはどういう点がなっていないのか、まずもって。（「あと10分くらい時間をもらわなければ」の声あり）いやいや。今後、いいですから、どういうことが改善するところなのかお示しいただいて、お示しいただかないことは我々もどこが悪いんだろうなというふにね。なので、ぜひご指摘をいただければなと。どこどこが、これが悪い、これが悪い、これはいいんだと。いいところも言ってくださいよ。いっそ悪いところばかり言わないで。そういうことでお願いしたいと思います。

改革は、やっぱり常々改革はあってしかるべきだと私は思っています。以上です。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順6番、佐々木金彌君、登壇願います。

[12番 佐々木金彌君 登壇]

12番（佐々木金彌君） 私は通告しておりますイノシシ被害等について対策を伺うものであります

す。4つほど簡単に記してございますが、よろしくお願ひします。

イノシシの村内における被害が年々増加していると。特に大瓜上下、松原の西部地区が多いということで、これは東日本大震災以降増加したということも言われておりますが、村における現在の被害状況あるいは補助等の施策についてどのようなことをしているか、まとめてひとつ伺いたいということが第1番目です。

次に、2番目に、他町で行っている施策。例えば大和町、防護柵ですか。そういったもの、資材を助成しているということをお聞きします。私たち議員として、昔関西方面等へ行くとああいうメッシュ等があって、あれは何ですかというようなことを聞いた際に、猿とかイノシシの被害だと。私はそのころは軽く考えて笑って窓からながめた状況がありますが、それが今、国道457号を超えようとしているという状況を見ると、大変な問題になるんだなというふうに捉えざるを得ないと。

今回も急ぐ質問ではなかったんですが、前の日に、「うちの田んぼの脇、イノシシが歩いたんだ。熊、入ったんだ」と言われると、どうしても聞かざるを得ないということで今回お伺いしたわけです。

また、その中で、村として懸案等、今、一回イノシシがほっくり返したりすると毎年来るんだよと、何回もやられるんだと。そういった意味で、懸案等が大きく重機を使わなければならぬような状態もあらわれているということで、後で改めてお伺いしたいなと思うわけでございます。

3番目に、こういったものは村だけでなしに、県とか広域で対策ができるのかと。新聞等では、山形あたりでは猟銃の購入に5万円を限度に3分の1補助するんだといったこととか、試験のいわゆる狩猟試験等全額補助するような話とか、大衡村もそういった対策をとっていると思いますが、村独自でないものについて、どのような執行部としては考えているのか。そういうことがあればお伺いしたいということでございます。

4番目に、イノシシだけでなしに、今まで、大衡は割と話題にされにくいくらいですが、なれでいると言えば失礼ですが、熊等そういった鳥獣被害について、あるいはキジ等も結構いたずらするような状態がありますけれども、そういった被害についてどのように把握して、あるいはまた対処しているのかということでお伺いしたいわけであります。

鳥獣保護が叫ばれて、かすみ網もだめになりまして、また足をバチンと挟む何といいましたか、虎ばさみも全面禁止だという鳥獣に厚い保護策をとられ、農家にとっては大変ですね。こんなことされたら我々どうすればいいんだということを当時考えたのが、今現実

になっているということを痛感しております。そういった意味で、改めてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 佐々木金彌議員の一般質問にお答えいたします。

イノシシ被害予防の対策をとのご質問でございます。

イノシシにつきましては、私もこの質問があつたことによっていろいろ知り得た情報といいますか、これまで私はそういうことまでよく知りませんでした。この質問があつたことによって、わかりました。それは何かといいますと、イノシシにつきましては、明治期以前は県内全域に生息していましたというふうになっております、イノシシ。しかし、その後西洋から食用に輸入した、導入した豚による豚コレラの蔓延によって、その全域にいたイノシシが全滅したと、死滅したと。そして、長らく生息路空白域ということになっておりました。これは私も新発見といいますか、佐々木金彌議員の質問によって新しい勉強をさせてもらひたことに厚く感謝申し上げます。

本当にそういったことで、昭和53年の自然環境保全基礎調査、環境庁によりますが、それにおけるイノシシの生息域は、その後丸森町を中心とする県南部が北限とされておりました。近年、生息域が急速に拡大し、宮城県においては平成20年度に県南から仙台市までを対象区域としたところであります。

それで、宮城県イノシシ保護管理計画を宮城県では策定いたしまして対策を講じてきたところでありますが、本村においても平成23年度に初めてイノシシによる被害が報告されております。それから年々被害が拡大しております。

平成25年度に改定された県の第2期計画において、県の重点区域に指定されたところであります。大衡も指定されたところであります。本村においても、捕獲隊による捕獲活動を実施してきたところでありますが、イノシシはご存じのように繁殖力が強く、捕獲する頭数よりも個体数は確実に増加し、また生息域も広がってきていると想われます。前年度、28年度は24頭を捕獲したところでありますが、車との衝突事故も発生しているところでありますので、農作物被害への対策のほか地域の安全を確保するとの観点からも対策が必要となってきておるところであります。

まず、1点目の今までとてきた対策は何かということのご質問であります。イノシシによる被害の報告があつた平成23年度から、大衡村農作物有害鳥獣駆除対策協議会にお

いて有害鳥獣捕獲隊による箱わなの設置を初め、村及び協議会においてくくりわなを購入し、被害箇所付近への箱わな、またくくりわなを設置しイノシシの捕獲駆除を実施してきたところであります。

しかしながら、被害が増加する傾向であったため、平成27年度にイノシシの被害防止のために設置する電気柵の設置に係る購入経費の助成制度を新設し、また平成28年度においては狩猟免許所持者の高齢化による減少に歯どめをかけイノシシ捕獲体制の強化を図るため、狩猟免許取得費用の全額補助制度を創設するとともに、非常勤特別職としての鳥獣被害対策実施隊を昨年10月4日に19名によって編成をしたところでありますし、現在その捕獲活動を実施しているところであります。

なお、平成29年度においても、捕獲活動に従事する実施隊員を増員するため、現在狩猟免許取得希望者を募集中であります。また、本年度はくくりわな60基を現在発注しております。さらに、今回の補正予算において、箱わな5基の購入予算を計上したところであり、なお一層対策を強化することとしております。

次に、2点目の防護柵等の設置についてのご質問であります。ことし2月28日にイノシシ被害の多い議員仰せのとおりの大瓜上、大瓜下及び松原の3地区から合同で防護柵の設置についての要望がございました。村としても設置の必要性があるとの認識から、県に対して鳥獣被害防止総合対策交付金による設置費助成の希望を提出したところ、希望額より若干減額はされましたが、補助金交付の内定があったところであります。現在、正式に補助申請中でありますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

この交付金は、農作物有害鳥獣駆除対策協議会に直接交付されるもので、防護柵、ワイヤーメッシュですね。その資材費について全額助成されるものであります。設置する作業等々設置については、その設置地域の住民の皆さんによる設置作業が必要となりますので、今後要望された3地区と協議をしながら実施していく予定であります。

3点目の県と広域で対策を考えることはできないのかというご質問であります。第3期宮城県イノシシ管理計画においては、イノシシの生育や被害が確認されている21市町村が重点区域とされ、またそれ以外の市町は警戒区域として対策を実施すべきとされており、全県的な対応が必要な状況となっているものの、現管理計画においては防護柵の設置箇所等の県による調整は行われていない状況であるため、効率的な対策を講じるためには県による調整について要望することも必要ではないのかなど、こんなふうに考えているところであります。

4点目のイノシシ以外の被害についてのご質問ですが、熊の出没については毎年報告されております。28年度は12件、今年度は5月末現在で3件の目撃情報となっており、具体的な被害については報告されておりませんが、4月には大和町において山菜とりの方が熊に襲われけがをしたことがニュースになったところであります。人的な被害が生じないよう、熊の目撃情報があった場合については無線放送による注意喚起を引き続き行うとともに、人的被害が生じる場合には緊急捕獲を行い、被害の未然防止に努めてまいります。

イノシシの被害については、宮城県のみならず全国的な問題となっており、その対策についてはイノシシが渡りにくい獣害グレーチングやレーザー光線の照射による撃退など新技術も開発されておりますので、効果的な対策について今後引き続き検討・研究してまいりたいと、こんなふうに考えるところであります。以上であります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 私も一問一答ですので、細かくお伺いしていきたいなと思います。

まずもって、今村長がお答えになった協議会という言葉でございますが、これについて構成について、どのような体制なのかお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私も答えられますけれども、間違えたら困りますので、担当より説明をさせたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（斎藤 浩君） 協議会の構成でございますが、大衡村大衡村長、あさひな農業協同組合、黒川森林組合、宮城県農業共済組合、管内の自然保護委員、あとは大衡村の鳥獣被害対策実施隊の隊長及び獣友会大衡分区の代表者という形で構成されてございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） これは協議会、捕らえるほう、あるいは罰するほうだということでつくったんでしょうが、抜けていると思われるは、結局実際に被害に遭っているほうは村などに対して訴えるだけで、その協議会の中には入っていないというふうな気がするわけですが、それらについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（斎藤 浩君） こちらは対策を講じるほうの協議会ということでございますので、被害報告は直接村のほうに来るという形になります。それで、実施隊というのは去年の

10月に発足しておりますけれども、そちらのほうに協議会、村を通しまして捕獲、そういったもののお願いを連絡するという流れになってございますので、協議会の中に地域住民の代表ということで入っているというものではございません。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 直接電話をもらうほかに、区長会とかそういったところでも被害なり要望なりは出でていて、その結果が西3区に対する交付金措置になったんだろうと思いますが、これの中で私がお聞きした他町、簡単に言うと昔関西地区とか関東地区であったんですが、ワイヤーメッシュの自分たちで畠を守るということ、これは私らもイノシシは飛ぶんだぞやという、一応一時そんな話も出ましたけれども、実際は飛ばないというようなことで、そのワイヤーメッシュで防護できるんじゃないかと、大和町あたりはそれを配って、吉田地区とかそういった面に多々見られるということで、大衡ではいつごろから実際に可能なのかということでお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 先ほどの答弁の中にもありましたように、29年度において、その資材購入費について、国費になるんですけれども、鳥獣被害防止総合支援事業ということで、その資材費の部分が全額補助をいただけるという形になりますので、それは補助金の交付申請中でございます。ですので、その交付決定を待って、あとは関係する3地区の方々と協議をしながら、その設置する場所、設置の作業時期、そういったものについて協議をこれからしていくというようなことでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 大和町を含めて、大衡などはやっぱりこの被害が大きいというのは私だけでなく思っていると思うんですが、王城寺原演習場、そういった民地でないところに鳥獣たちがいっぱいいるんだと、そこから来る、カモシカも含めていらっしゃっていただいているというのが現状のような気がします。特に西部3区が多いというのは、それが顕著なあらわれだと思います。

そういった意味で、メッシュだけでなく杭とかそういった設備一切を、希望するだけもらえるのかという点で改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） メッシュというお話をさせていただきましたが、それは支柱も含みでございますので、資材についてはその補助対象になっているということでございます。

希望しただけ全部もらえるのかというお話でございますが、それにつきましては国のはうの予算と、あと県に配分されたやつの中から配分という形になりますので、今回も大衡村では10キロメートル相当分のメッシュ購入費について要望をかけたんですけれども、実質的には約半分程度ですかね。そのくらいの距離数、5キロメートル前後になろうかと思うんですけども、そのくらいの配分がされたということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 今、根菜類が特に被害を受けているということは、産業振興課でも篤と捉えているところだと思います。それで、村長は特にこれからアスパラ等農業施策をやっけてきているということを伺っても、今おっしゃられた相当数で希望するものが全部賄えるのかなという点が疑問に思うんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） これにつきましては、どこからするかという問題もあるんですけれども、大瓜下と大和町のほうの境のほうから演習場、牛野ダムの演習場にフェンスが回してありますので、そこまでつなごうとすると当然全然足りない距離数になります。といいますのは、直線距離なわけではございませんので、どうしても沢といいますかそういったところについて、あと起伏もございますので、そういったところについては当然距離が短くなるといいますか、そういうことになりますので、まだまだ足りないんだろうというふうに思ってございます。

ですので、ことしは5キロメートル前後ということでございますけれども、これについては引き続き来年以降も要望しながら、できるだけワイヤーメッシュ、そういう柵をする地区を広げていきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 被害が大きいというか、前からあった大瓜地区を先にやると、大和からということでしょうが、それは了解できます。

あと、それだけでなしにお伺いします。それは予防策というか、こちらで予防すると。逆に、もう一つは捕獲する方法という点が一番重要なんでないかなと。捕まえるよりふえていくほうが多い言いながらも、やっぱり他県同様にそういった捕獲に対しての施策を宮城県もすべきでないかと。人間の生活を守るほうもやっぱりきちんとしてもらいたいと思うんですが、そういった意味では担当課としてはどうでしょうかね。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） イノシシ対策については、まずその生息域を広げないことですね。

そういう観点と、あとは個体数をふやさないことということが必要になってくるわけですけれども、村といたしましては、先ほど生息域をふやさないという意味でのワイヤーメッシュ、そういうものの対策を講じると。あとは、駆除、個体数を減らすということでは捕獲がどうしても必要になってまいりますので、それに対応できるようにということで、28年10月にその実施隊、非常勤特別職という形でお願いをしているということでございます。

それで、当然わなをかけるという作業が出てきますので、そのわなそのものも必要になってまいります。現在19名の方がその実施隊のほうに入ってございますけれども、そういう方々がわなが仕掛けられるように、くくりわな、こういったものをふやすということで29年度の当初予算において60基措置いたしまして、現在それを発注中でございますので、それが来れば実施隊のほうにお渡しして、さらに捕獲をしていただくという形になります。

また、6月の補正の中で、箱わなを5基購入したいということで予算を計上させていただいてございます。箱わなにつきましては、くくりわなと箱わなにつきましては、やはりかかる時期というのがあるようでございまして、耕作期についてはくくりわな、そちらのほうにかかりやすくて、あと冬といいますか寒い時期については箱わなにかかりやすいというような一般的な傾向があるようでございますので、予算が通った後の話になりますけれども、早目にそういう箱わな等も準備いたしまして、そういう対策に向けてやっていきたいということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 今、広げないといったことと捕獲するという2つの方法があると。捕獲についても、とめ打ちしかできないとか、夜行性なのでというような話も聞きますけれども、一番昔、ちょっといろいろな鳥獣のときもありましたと思うんですが、いわゆるウォンテッド、賞金を出すといった方法です。他町でもとられているところがあるとお聞きしますけれども、その点についてはどのように捉えているか。村長でも担当課でも構いません。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） イノシシ、成獣について、何万円だっけ。（「8,000円です」の声あり）

8,000円。成獣については8,000円、子供だと3,000円かな、1,000円だかという懸賞金ではありませんけれども、捕獲した場合、そういう金額で支給、支払いされるということで

あります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 私が聞いた分では1万円といった声を聞いた記憶があるんですけども、そういういたものはないようですか。それは町村によって違うのかという意味かもしれません、今8,000円という、（「8,000円から1万円かなあというところで。あれですか」の声あり）いや、ちょっと……。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） この8,000円につきましては、先ほどワイヤーメッシュの資材の話をしましたが、同じ交付金の中にそういういた捕獲した場合にその捕獲した頭数に応じて交付される金額がございまして、それが8,000円ということでございます。その8,000円を村のほうの協議会で受けて、その捕獲した方に8,000円を支払うという流れになっております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 現実に、そうするとそれはいわゆる鳥獣捕獲隊、そういういた方々も知っている状態なんでしょうかね。私は余り大衡について、そういういたことが現実に行われているような話は余り聞かなかつたものですから、改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） くくりわなで捕獲するだけではそれは出なくて、とめさしをして、そのイノシシの写真であるとかそういういた報告書もつけながら、とめさしをしたというところに対して来ますので、くくりわなだけの免許の所持者のほうには余りそういういた話が通じていない可能性はございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 先ほど村長の答弁書の中にもありますけれども、最初はイノシシの保護を目的とした条例みたいなもので、今は対策になってきたということで。ただ、一番はやっぱり地元民にとって、だんだん田んぼにも入られてくるという状態に広がっています。前もってそういういた防護柵のほうなどをやる場合は、畑が主体になるだろうという、あるいはそういういたハウス関係とか多いと思う。収入の上がるものからしていくというのが現実だろうと思います。そういういた意味では、早くしなければならない状態が、今さっき課長が、大瓜上が、簡単に言うと大和町からやってきているので、大瓜上のほうが被害が大きいし先にしたほうがいいんでないかという状態なんだろうと思いますが、これは全域と

いうか、今西部3区にすると思うと何年ぐらいの予定で考えていますか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 大瓜上ということではなくて、大瓜上下、大瓜地区という意味でございますので、どちらが先になるかは今後ということでございます。

予算の配分によって、購入できる量というのはやっぱり全然変わってまいりますので、国のはうの予算、それが28年度、29年度同じ額が措置されてございます。ですので、被害そのものが広がっている状況の中で、各自治体のはうからの要望もだんだん多くなっているのが実態でございますので、要望としてはうちのはうでは上げていきたいということで、村のはうでつくっている防止計画上は、20キロメートル程度は必要だという形をとっているんですけれども、それが何年になるかについては、まだ見通しあはちょっとわからないというところが本当のところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 前の豪雨被害のとき、村として村長が大きな決断で8割補助だというような、重機等を入れても構わないよという、あるいは頼んでも構わないんだよといった、自分でやったものに出すといった斬新的な考え方で、農業被害を受けた方には大変高支持率を得たというか、喜んでいただいた経緯を私は感じております。

そういう意味では、今一番困るのがこのイノシシ等による被害だということ。そして、先ほど言ったように広い範囲でしなければいけないということがありますけれども、改めてお伺いしたいことが2つあります。

まず、第1点として、最初に行つたいわゆる電気柵ですか。そういうものの施策、今までやっていたものも続けた上で今度のメッシュ政策に対しては国なり県なりのやつだけをやるのかということで、改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） まず、メッシュにつきましては、今回国のはうの補助金でそういったものを活用しながらやっていくという考え方でございます。また、電気柵の助成につきましては、継続しながらやっていきたいということでございます。

加えますと、ことしの4月からの農業環境整備支援事業という新しいといいますか補助金の仕組みに変えさせていただいておりますけれども、その中で鳥獣被害を受けた農地、そういうもののについての復旧についても、その対象にするということにしてございます。自力施工の場合についてはその経費の7割、委託する場合については5割ということで、

新たにそういうものをつくってございますので、まだまだちょっとPRが足りないかも
しませんけれども、そういう制度も設けてございますので、そちらをご利用いただき
たいというふうに思ってございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） そういう施策を、あるのであればぜひPRしていただきたい。というの
は、私も言いましたけれども、前に重機を使うようなそういうものはイノシシでは出な
いだろうといった思いがあつたんです。ところが、現実にはうちのほうの西部地区では重
機を使って10万円なり20万円なりの金も現実にかかっているんだよと。そして、毎年荒ら
されるんだと。弱くなってくるからスコップでやっただけではだめなんだという現実を聞
いてきますと、そういう施策にやっぱり転じていただかないとだめだと。今、課長がお
っしゃったのが私もよくわからなかつたもので。

それから、レーザー光線とかそういう余り聞きなれない方法を言われましたけれども、
人間に対して害がない状態でやるんでしょうけれども、そういうものについての検討は、
大衡村としてはなさっていらっしゃるのでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 新技術ということで、その対策についてはいろいろ出てございま
す。その中で獣害グレーチングというのとレーザー光線というのを書かせていただきてお
りますが、レーザーを使ったものについては岩沼のほうの会社のほうで開発したとい
ふことで、先般農業新聞のほうにたしか載ったと思うんですが、そういうものの5基が、JA
が買って、それを市のほうに寄附したというようなお話もございまして、そういうものは
メーカーのほうで実証実験をしながら効果があるということで、それを製品化したとい
う記事が載ってございました。

ただ、レーザーなものですから、人的なところについてそういう詳しい情報はござい
ませんけれども、草ですね。雑草が伸びてくるとどうしてもそれに遮られて効果が薄くな
るということもあって、その管理については大変難しいかなというお話もちょっと聞いて
いるところでございます。

また、獣害グレーチングというのも、これも新しい技術といいますかアイデアなんでし
ょうけれども、イノシシの足の構造といいますか、何というんですかね、こういう……、
何という表現していいかちょっとわからないんですが、それが通常のグレーチングはただ
の横のはしごみたいな感じですけれども、そういうんじゃなくて、6角形の穴が開いてい

るようなグレーチングというのができておりまして、そうなると穴に入ってしまって渡りづらいというようなそういう製品も出てございます。

ワイヤーメッシュで囲うのはいいんですが、どうしてもあくところが、農道とか水路ですね。そういうところ、あくところが出てきますので、そこから侵入されるのを防止するためには、そういう技術というのも出てきてございますので、そういうものがどのくらいの効果があるのか、そういうものがこれから多分出てくると思いますので、そういうものをあわせて検討したいということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 新しい技術、期待したいと思いますが、今課長がおっしゃったように、いわゆる農道は囲えないと。それを囲うと倍の長さになるというのが現実だろうと思います。フェンスがあるところ、熊なんかはフェンスを越えて、あるいはカモシカなんかは王城寺原のフェンスを越えて侵入してきているのが現実でありますけれども、特に熊なんかは堀を使って、網があるけれどもその堀の部分については網が張っていないという状態をくぐって侵入してきているのが現実であって、やっぱり私は今県なり皆さんのが思っている以上に、現実にはメッシュにしろなんにしろ、やっぱり多くをしないと本当に守れないのが現実ではないかというふうに感じているわけなんです。

そういう意味で大衡村、今の状態で私は少しおくれているなと思ってご質問申し上げたんですが、そういうこともほかの町村に見習ってやってもらえるというのであれば、さっきおっしゃられた7割で、あるいは5割でこれからも工事なりを頼めると。その普及方法について、いわゆる見積もりとか要るんだとか、そういう詳しいことについてもやっぱりこの施策が実施されるとともにPRをしてもらわないと、あるいは先にそういう考えを持ってもらえば、1人でやるのは大変なんですよね、簡単に言うとね。生産組合等があれば、やっぱりそういうところでも考えるようになるとは思いますけれども、その辺を前向きにもっとやってもらいたいなと思うんですが、いつごろから手をつけるような考えでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 農業環境整備支援事業につきましては、4月1日から施行といいますか適用してございますので、まだイノシシ被害等についての事案はございませんが、ポンプの修繕であるとか、あるいは堰の改修であるとか、そういうものも申請が出て、実績としても出てきてございますので。ただ、なかなかイノシシ被害等についても使える

んですよというところがちょっと伝わっていないというか、PRが弱いのかなということも今感じましたので、そういうしたものについてもなお今後のPR活動をちょっと進めいく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） できるなら、私ども議員もそうなんですが、区長なり実行組合長なり、そういう伝わりやすい、あるいは広報でもそうですけれども、そういう意味で、1人だけやってもそこのうちだけ守られて隣の畠が荒らされるというのが現実でございますので、やっぱり人間労力で済むのであれば、みんなしてやれば怖くないような状態、疲れないような状態になろうと思いますので、そのPRをもっとやっていただきたいというのが一つの方策として頼みたいなと思うわけです。

後から、最後の4番目の熊等について、大衡は熊などについては、なれたと言えば失礼なんですが、今まで物の被害、食べられたりする被害、これはタヌキと似たような被害だななんて笑っている状態だったのが、これからは人がけがをするというのが近年ふえてきたということで、大衡についてはそんなに今のところは心配ないとお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 何か情報によりますと、熊が出るところにはイノシシが出ない。イノシシが出るところに熊が出ないとか、何かそんな情報も錯綜しているようあります。実際そういうかどうか、私はわかりませんけれども、そんなことを言われております。

それで今、熊の被害等々もあるわけでありますけれども、近年では五反田地区に出没しているとか、そういうところがよく無線放送で注意喚起を流しているところであります。近年、ことしになってから3頭しかまだ目撃情報がないということですから、若干いつもよりないのかなと思いながら、それでイノシシが大分活躍しているのかなというふうに思っているわけでありますから、ぜひこういった対策は、当然今、里山と生息域の山との今区別がつかないというような形で、里山の手入れがどうもやっぱりおろそかになっていると。これはそんなことを言っても、今人手もないし大変な状況なのかなと思います。

そして、ワイヤーメッシュであります。今回5キロメートル何がしということであります。20キロメートルほど要望しておりますので、四、五年というスパンの中で王城寺のほうまで、王城寺といいますか演習場、松原ですかね。松原地区のほうまで、完了するまでは四、五年やっぱりかかるのかなという状況であります。

いずれにしても、熊が今狂暴化しているようありますから、そんな被害が、人的な被害が本当に発生しないように注意喚起をしてまいりたいと、こういうふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） やっぱり熊なんかは山の収穫物の量によって里に出てくるような話を伺っています。ただ、それもその情報が出るのはしばらくたってから出てくるのが現実のようで、ことしは多いとか少ないとか結果論みたいな途中経過のお話で出てくるので、私はやっぱり民家に、住宅地に出てくるというのは大変な怖い状態だろうと思います。そういった意味で、ただ大衡は無線があるということで、すぐ広がると。だからイノシシだけになしに、熊のほうのPRもやっぱり一体化してやっていく必要があるんじゃないのかなと。

いずれにしても、こういった農業施策という面でなしに、人間に対する被害を含めて、村として考えてほしいということを希望するわけですが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私もそのように認識しているところであります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順7番、小川宗寿君、登壇願います。

[7番 小川宗寿君 登壇]

7番（小川宗寿君） 通告に従いまして、議長よりお許しをいただき、一問一答方式で質問いたします。

今回の一般質問の内容は、昨今の社会情勢等々に大きな課題あるいは行政自治体の大きな問題ともなっておる給食費の問題であります。

昨今の社会状況は、我々の幼少期、青年期に至るまで義務教育の背景は我々の時代とは大きく変わり、我々の時代の義務教育には学校給食もない時代がありました。たった1本の牛乳の配給をされているだけの時代から、当時の黒川管内の給食状況は一足、あるいは二足おくれた大衡の給食状況がありました。

ちなみに、現在は平成28年度試算から見ますと、小学校の生徒数326名、中学校におかれましては176名、年間の給食回数は177回、それぞれ小学校あるいは中学校におかれましては1食当たり250円から300円と、こういった人数の数から見ましても年間の100%を減免した場合は、おおむねの数字ですが、試算からいきますと2,374万9,645円という試算が出ているようあります。

全国ではじわりじわりと広がる給食の無償化。家計の負担軽減だけではなく、各地の自治体が頭を悩ませる未納問題の解消にも一役買っている状況でもあります。

一方、無償化には多額の税金がかかることから、おおむね多くの自治体は二の足を踏んでいるのも現況の実情であります。

我が大衡給食センター、昭和53年11月竣工、軽量鉄骨平屋、現在の給食センターの原形が誕生したのは言うまでもありませんが、当時の金額で7,000万円弱で建設され、現在の形の運営がなっているわけであります。

平成8年9月、約21年前でありますが、増改築工事がなされてもありますけれども、近々の状況から見ますと料理方法、加工方法、そういったものにも変更があるとやら聞いておりますけれども、現在の施設にも改修及び改築の予定が必要とされるような時期とも聞いております。この施設の新築なり、あるいは改築となれば、また多額の費用が投じられるようなことがあろうかと思いますけれども、子供たちなり生徒には安全で衛生的に、かつ現場で作業しやすい方々に対しての環境が望まれるのも否定できないことがあります。

さて、昨今、文科省に関する国あるいは政府では、学費の全額免除を検討しているようですが、さらには先週末でありますが、メディア報道、自由民主党の若手議員によります大きな提言がありました。こども保険制度、この制度を推進することによって少子化対策、あるいは今回私が一般質問してあるこういう給食費の問題にも、何か足かせになるようなものがあるかと思い、身を乗り出して先般のこども保険の制度マスコミの報道を耳にしたばかりでもありましたが、我々の将来を担う若い子供たち、あるいは児童が、この制度がどのようなことになるかで大きな変わりも出てくるかと思います。

ならば、大衡村子育て日本一をスローガンに、以前にも掲げた医療費18歳まで無償化。この事業のスタートのころは、宮城でも、あるいは東北でも全国でも有数の中で無償化がスタートした折は、大衡で子供を育てたい、大衡に住みたい、そういうような家庭が次から次といたことは言うまでもありません。今さらではありますが、事業スタート時は事務的に手間がかかり過ぎた、いろいろ面倒だとも言われ、何度も改善され、この医療費の無

償化、こういったものは現在は使いやすく、そしてわかりやすい現況の形に改善もされたのは言うまでもありませんが、ここで公平性、平等性の観点からも全ての生徒へ、児童へ平等に行き渡る政策として、学校給食費全額免除を今回の一般質問をしているわけありますので。

聞きますと、以前には庁舎内で予算おりの検討もされたとも聞いておりますが、ぜひ改めてこの事業の前向きな取り組みの姿勢、そしてまた我々子供を持つ、孫を持つ立場からしますと、家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策として取り組む考え、今大衡で取り組む事業はいろいろ行っている中でも、さまざまな家庭環境状況は変わりつつあるこの状況変化の中、社会的評価を得るためにも公平性、平等性を鑑みて、早期に検討を実現すべきと考えるが、見解を伺うものであります。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　学校給食費の全額免除ということであります。このことは、教育長のほうから答弁をさせたいと思っております。

議長（細川運一君）　　教育長、登壇願います。

〔教育長　庄子明宏君　登壇〕

教育長（庄子明宏君）　　小川宗寿議員の質問についてお答えいたします。

学校給食費の全額免除をとのご質問についてお答えしたいと思います。

1つ目の村が実施している事業を全面的に精査し、事業の選択と集中を行えば給食費を全額免除できるだけの財源を確保できるのではないかとのご質問ですが、給食費につきましては10年前から減免措置を行っており、現在給食費の約3割を負担しております。さらに減免になると、今後継続して大幅な財政負担が必要になってまいります。

なお、村におきましても子育て事業の現状と今後に向けてどのような子育て支援事業を実施すべきかを検討する会議として、庁内に子育て支援検討委員会を立ち上げ、平成28年度において健康福祉課を窓口として会議を開催しております。その場において、事業の継続や廃止等も含めてさまざまな検討がなされ、給食費の減免拡充についても話題となりましたが、実施するまでには至らなかつたものであります。

議員ご指摘のとおり、村全体の事業につきまして精査検討し、必要とするところに集中的に予算配分をしていくことは大切なことであります。教育委員会といたしましても、庁内で連絡調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

2点目の給食費の全額免除という子供への手厚い助成が、ときわ台南等の定住促進の起爆剤になるのではないかとの質問ですが、子育て支援の一環として今年度から新たに健康福祉課所管による小学校、中学校入学時に祝い金を支給する事業が始まり、それぞれの学校の入学式において贈呈式が行われております。

子育て支援事業につきましては、これまで課を越えて横断的に検討してまいりましたが、今後も各課と連携し、事業の見直しや検討を重ねてまいりたいと考えております。

しかしながら、一方においては、給食センターを初め老朽化の懸念される施設の改修やICT機器の整備が急務になっている現状でもあります。また、ソフト面においても、学校・保護者・地域が一体となり、チーム大衡として学力の向上や志教育の推進及びいじめ・不登校の問題等の学校課題の解決に当たっていく体制を整える必要があります。

教育委員会といたしましては、引き続き学校教育の充実に力を入れ、安心・安全で児童・生徒誰にとっても楽しい学校、行きたい学校、保護者・地域の方々にとって通わせたい学校を実現することにより、定住促進に寄与してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） ただいま教育長のほうからご答弁をいただきました。10年前から3割負担ということで、おおむね試算からいきますと700万円弱の負担を今しながらの事業推進、継続ということの回答になるかと思いますが、一方全額免除をこのように一般質問で取り上げる中、やはりこの取り上げる、あるいは全額免除に対して、一方のご父兄、一般的な意見として、こういった事業の実現には子育てに対する親の情熱を高めることが一番大切なという中で、何よりも親の意識の高揚が子供の心によい影響を及ぼすと。しかしながら、給食費を無償化にすることによると、学校での給食は家庭というより、家庭負担、財政負担がないがために、給食費は無料になるのが先行しつつ、親は家に帰った子供の面倒だけ見ればいいという逆効果の風潮も一方も出るんではないかというご父兄の意見も出ておりました。

私は、政治的にこういったものが一般質問で強く要求、あるいは要望することで、やはり財源が伴うものですから、皆さんのやはり意見を聞きながら今回の一般質問を通告したわけでありますので、こういう世論もある中、現況の幾つかをちょっと確認しながら、結びには財源の確保の方法というような部分にお尋ねをする流れでいますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず1つ目に、現況の改善策として、これまでこの事業がスタートするに当たり、減免措置、手続、申請、そういったものは1回申請すればそれだけで終わるのか。あるいは、聞くところによりますと、毎年毎年ご家庭のお子様の状況を確認し、かつ学校在学在籍状況なども確認の上、事務的にすごく煩雑だというような現場の声も聞いておりますが、こういったものに対しての新しい改善案とか対策案というのを講じてられるのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 現在の手続につきましては、毎年確認しております。確かに全額免除になれば大変事務的にも手續は楽になります。今現在の手續においては、二十までのお子さんが手續の該当になってしまふというところから、一つ一つの確認が相当時間をかけられるという面では、確かに難しいなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 私は、こういうような煩雑な事務手続的なものの背景を見ながら、今教育長答弁にありましたように二十まで、これを全額免除する意味で、幼稚園、あるいは小学校、中学校までの義務教育の年齢を対象に全額免除。高校、あるいは今お話しされた二十、こういった年齢を枠から第1子、第2子、第3子という部分があるためにこのような確認もしているのかと思うんですが、年齢的なくくりとかそういう第1子、第2子というような部分のくくりを全部取り扱って、一括的に中学校までの生徒数の人数が把握できる状況にあるのであれば、この数字だけで全額免除・減免を私は考えているのですが、その辺について教育長、あるいは村長の答弁も必要になるかと思うんですが、あわせてご回答いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 幼稚園児も含めて教育費を、給食費を（「給食、そうです」の声あり）無料化したらいかがですかということですか。（「そうです」の声あり）通告は学校教育の給食費を無料化するということでございますけれども、今ご発言なさった内容で答弁を求めたいとは思いますが、（「はい、お願いします」の声あり）通告もございますので、その辺のところはご了承願いたいというふうに思います。教育長。

教育長（庄子明宏君） 先ほど答弁で申し上げましたけれども、子育て支援検討委員会を立ち上げ、昨年話し合ってまいりました。その前に、給食関係では委員会内で話をしてまいりました。その中にも、やはり20歳を取り扱うということもありました。それから、半額にしようとか、さまざまな意見が出てまいりましたが、しかしながら子育て支援検討委員会の

中におきましては、今回につきましては実施しないというふうなところになっております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 議長のご配慮により、教育長からご答弁いただき、また幼稚園も文科省扱いの教育部門でありますので、私の頭の感覚的には教育部門ということで発言をさせていただき、お許しをいただきました。

次に入ります。無償化の全国の状況であります。これは一転、事務的な部分で教育学習課で問い合わせがあったのかもお尋ねすることをご理解いただきたいと思います。

全国では55市町村が家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策につなぐということで、相当な人数、人口は1万人未満の都市部、市でもやっておるし、外から見ると少人数のところだからできるんだというような客観的な見方もありますが、ちなみに宮城では七ヶ宿が唯一無償の減免ということで全額免除になっておりますが、こういった調査が2016年12月末にそれぞれの自治体、教育部門のほうに問い合わせがあったというふうにマスコミなりそういうような調査の中で明らかになっているんですが、大衡村はこういうような調査に対応したというような報告なり実績はありますか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） ちょっと頭の中に認識してはいなんですかけれども、全国の調査であれば対応しているはずです。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） この全国に及ぶというような部分においては、私も今回一般質問の通告を、この学校給食の全額免除ということを絞り込んで、今ですとインターネットあるいは最寄の自治体ということで七ヶ宿町のほうにもお尋ねしました。七ヶ宿町のほうは少人数だからうちには少子化と言いながらも子育てる意味で行政が全面的にというような声の中でスタートしたというような実例が身近なところでの生の声で聞きましたが、こういった調査に教育長は、全国的であれば対応しただろうということであれば対応したんでしょうけれども、こういった無償化の支援というか家計負担というような、見方、見解はいろいろあるんですが、この部分で親御さんからはやっぱりこういう声も出ているんですね。大衡でもことしから始ましたが、制服とか学用品など、あるいはそういったものに一時金として出るのは、春先だけのいっときのお祝い金ということの事業で、確かに助かることは助かるけれども継続的に、そしてどの家庭にもどの子供にも平等に、やはり長く継続できる事業としてこの全額免除は、もし村が本気で考えてくれるなんらいいんだなというご父

兄の声もあったし、また無償化を検討する意味でも、次世代を担う子供たちを育てるには我々保護者あるいは家族の支援が必要なので、この先の話であります、村民全体で子供たちを支えていくために、村全体で子供たちを支えるんだということで税金を使いますよということで、広報活動を村なり我々議会活動も、こういったものに地区懇談会なりいろいろなコメントを聞きながら、あるべきなのか、今の形でいいのか、やはりそういったもの、パブリックコメントを聞く要素もあるかと思うんですが、そういうような聞く耳、聞く姿勢ですね。教育長、改めてお尋ねしますが、そういったご見解はありますか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） これまで調査をしたことは全くありません。しかしながら、周りから入ってくる情報は、今議員がお話しされましたように賛否両論ということでは出ております。それで、自分が食べたものは自分で支払うのが基本じゃないかという意見があります。それからやっぱり、子供たちの健全な体の育成については、少なくとも現在日本の6分の1が貧困家庭と言われる中で、公平そして平等な給食も必要ではないかという意見もございます。そういう意味から、今現在悩んでいるところではありますけれども、まず今すぐできるような状態ではないので、今後そういう意見が盛り上がり上がっていかなければならぬのだろうかなというふうには考えています。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 非常に今、教育長の答弁に尽きるわけであります、一般的に社会的な現況は。ただ、財源確保というような部分の部分に入る前に、大衡の給食の現況をちょっと1点、2点お尋ねいたします。

先般、中学校のほうにお邪魔した折に先生からの回答は、完食率、要は残食がないと。先生はいろんなところを、教育学習課長もいろいろお歩きだと思うんですが、大衡中学校の給食の食い込みというんですかね。残食がなく食べる意欲、食欲はすごいというような評価を入れてお話しされた先生がおられました。そういう意味で、本当にその残食状況があるのかないのか。若干、常任委員会のほうでも話題に出た数字も聞いてはおりますが、近々の状況で、小学校なり中学校の残食状況なりについてもし情報があればご紹介いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 詳しい数字までちょっと頭の中にはないんですけども、中学校の場合はほぼ完食に近い。数字的には6%というイメージがあるんですけども、小学校のほうで

はやっぱり好き嫌いも出ておりまして十数%は残ることもあるというふうなお話を聞いております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 大衡村給食は、やはり子供たちからも評価され、そしてまた嗜好性にトッピングというかを希望するような、チョイスするような給食もあるということで、そういうような情報から見ると子育てをやはり食育の部分からもしっかり全面的に取り組んでいるんだなというような部分は理解できます。

さて、まとめの部分あたりに入るんですが、財源確保についてであります。学校給食を全額免除となると相当なこれまでの庁内でのいろんな調査をされたということで、先ほど30%減免ということで700万円弱の費用がかかっていると。仮に、この100%減免にした場合、どのくらいの数字が予測されるのか資料がありましたらご報告願います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 食材だけで計算させていただきますと、100%の場合は、現在は30.2%ということで717万5,025円の予算をとってありますが、100%になりますと2,374万9,645円という金額でありますと、大分財政的には一般財源全てですので難しいかなというふうに考えていました。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 村長、改めて村長に肉声でご回答いただきたいんですが、現在教育長が2,370万何がしに数字のご紹介がありました。100%減免ということで、これまでの700万円の数字から2,000万円の数字まで膨れ上がるとなった場合、財源確保にいかなる方法を講じるか、名案がありましたらご紹介願います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 足りない分というか、今717万円減免しているわけですが、全額免除となりますと先ほど来のお話でありますと、2,375万円ぐらいということあります。差し引くと全額免除にした場合に1,700万円、1600万円ぐらいの持ち出しがふえるということになるわけであります。

その財源をどうしたらしいかと、どこからどうやって持ってくるんだというお話をありますが、まずもって先ほども教育長が答弁したように、これは先般のそういった子育て会議の中で前向きに検討して、検討に検討を重ねて、そして全額免除も視野に入れた子育て支援のあり方を検討したわけでありますが、現実、実現するまでには至らなかつたという

のがこれまでの経緯であります。その中で、出生祝い金やら、そしてまた誕生日祝い金ですか。誕生日祝い金やら、入学祝い金ですよね。そっちのほうに原資を向けていったらどうかということになって今現在あるわけでありまして、全く学校給食の全面無料化について、検討しなかったということではございませんので、検討に検討を重ねました。そして、今の時点でそれを実現、実施するのはちょっと時期尚早かなということで今回は取り入れなかつたわけですが、しかしながらそういった要望が今後の情勢によって要望が強くなれば、強くなればと言えばおかしいんですが、もちろん財政ももっともっと余裕ができるればの話ですが、そういった意味では選択肢として全く捨てたという意味ではございませんので、これはこれから財政事情にもよるということになります。

総じて、これはどういう形でも同じであります、どこまでやっても切りがないということがあるわけであります。よくなれば、それが当たり前と。よくなればそれが当たり前であるというふうにとられます。そして、もっと別なもの、別なものと、要求というのはいろいろ際限なくなってくるわけでありますから、その辺もいろいろ検討してみてですね。まあ、これ以上ということはないですね、全面無料にすれば、もちろん。それ以上何もということはないですね。ということありますから、究極のこれは選択ではあろうと思います。

ただ、財源的にやはり言ったように千六、七百万円の持ち出しが生じるということでありますから、そういうこともよくよく検討して、大衡村が不交付団体にでもなればそういうことも現実的に現実味を増してくるのかなというふうに思いますが、今の現時点では今の現行制度をしばらくは堅持して様子を見てみたいとこんなふうに思います。

ただ、経済動向が今、大衡村は大変自動車産業の活性化によって大変豊かになっているとは申しましても、それが永続的に続いていくかどうかといったところも不透明なところもありますので、そういう安定的な財政運営ができるようになれば、そういうことを積極的にもちろん考えていかなければならない。何も子育て支援に限ったことではなくて、いろんな意味で住民福祉のための施策は当然していかなければならぬと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 実は、これからこの定例会が終われば、議会広報の活動にも余力を残さなければならぬ私の立場もありまして、言うならばずばり村長のほうから、現行の18歳医療費減免のいろんな流れもありますけれども、事業を精査し、検討していくというような

強い姿勢を回答いただければなおいいんですが、村長改めてその強い意欲、姿勢があるのか、簡単に一言でご回答いただきたいと思います。

議長（細川運一君）　ただいまの答弁でご回答は尽きていたるんだろうというふうに思いますけれども、あえて議員のご質問でございますので、村長に答弁を求めたいというふうに思います。村長。

村長（萩原達雄君）　議員のご質問の中をちょっと見てみると、いろんな今現在行っている子育て支援なりの事業を精査して、早い話ということありますから、精査統合してということでありますから、今やっているものもやめるものもあるし、残すものもあるというような意味合いにとれるのかなと思いますけれども、今やっている子育て支援に対する施策は継続、当然していかなければならぬというふうに思っていますし、そしてそれを近いうちに必ずやると、議員のお話を受けて近いうちにやるという、そういった考えではなくて、もちろん来年も、来年中にやる可能性がゼロというわけではありません。がしかし、それはここで来年やりますよとか、何年後にやりますよとか、そういったことは差し控えたいというふうに思っています。

ただ、選択肢としては、やはりそういったことも今後検討していかなければならぬんだろうなとこのように思っているところであります。

議長（細川運一君）　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　事業全般を精査して、この子育て事業に關係するものでなく、村政運営にかかわる事業のやはり数字的な部分。あるいは本当に必要な行事なのか、あるいはこの行事がこれで日程的なもの、経費的なもの、そういったものもやはり現場の声、あるいは住民の声などから見ても、一般質問でも特別事業名は申し上げませんが、いろんな行政区単位にしたらいいんじやないかとか、あるいはその記念品等々についてのやはり住民の方の声ということは、これまでも予算なり決算なりでもいろいろ出ているわけでありますので、それはそれとして、あえて財源確保の私の勝手な持論提議というのを村長にご提案しますが、「なるほどな」か、あるいは「いや、全くそれはもう問題外」というんであればいいんですけども、私が全額給食費を補助するのであれば、給食費の半額分を親から福祉費として徴収し、その収入を老人福祉に充てれば、村、子育て世代やお年寄り三位一体の支援体制となるのではと一つ考え、苦しくなりこういう考え方をしました。それでも親が支払う給食費は半額に軽減されたり、あるいは何らかの措置となれば、助け合いの村として模範となるのではないでしょうか。

ということは、子育てを我々一生懸命すれば、我々の10年、15年後、20年後は、その育てた子供たちが我々の老後の担い手というか後ろから支えていただく子供たちを育てるという意味で、福祉の観点から角度を変えてちょっとお尋ねしますが、村長のご見解をお尋ねします。

議長（細川運一君） 通告にはござませんけれども、議長として関連の議員からのご提案として、特段な配慮を持って村長に答弁を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 本当に、いや何ていいますか、答えようがないと言ったら、答えようがないですよね、こういう質問といいますか。小川議員、自分の思いを今述べられたように私は思っているわけでありますから、それに対して私がコメントするのもおかしい話であつて。

ですから、先ほど申し上げましたように、これまでの施策、子育て支援に限らず高齢者福祉、あるいは障害者福祉、そして一般的な成人の教育福祉関係も含めてですが、そういう今までのやっている、今現行やっているそういう施策を、何かを削ってどうのこうのというような考えは今のところ持ち合わせておりません。

先ほど何か、敬老会の話をしたのかなといったような何か気もしました。一説に、えつ。

議長（細川運一君） 静肅に願います。

村長（萩原達雄君） 先ほどそういったふうにちょっと聞こえたものでありますから言ったわけであります、去年もちょっとしたことでそんな話を、敬老会の話をしたところが、敬老会は各地区で今度するんだぞやというような、何かひとり歩きして、「いや、そういうことも将来的に必要でないか、そういう時代が来るかもしれませんよ」といった話が、「来年から敬老会がなくなるんだ、各地区でしろというんだべや」と、そんな話が出てくるものですから、私は余り口を滑らせないようにしたいなとこういうように思っていますので。

ということで、これまでの施策を十分に実施しながら、さらに経済的な余力、多分今減免措置等々、企業等々もありますので、そういうものが順調に入ってくる、そういう時期が、そして安定的に続くような状況。そのときには住民福祉に力をもちろんこれまで以上に入れて、住民の皆さん本当に大衡村は豊かになったなというふうな実感をしていただくような施策を当然していかなければならぬと思います。これは別に、私が村長だからという意味じゃなくて、誰がなってもですね。そういうことで、そういう施策はしていかなければならぬんだなと、こんなふうに思っているところです。

議長（細川運一君） よろしいですか。

ここで休憩をいたします。

再開を2時といたします。

午後1時45分 休憩

午後2時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 同意第 2号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 4 同意第 3号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 5 同意第 4号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 6 同意第 5号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 7 同意第 6号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 8 同意第 7号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 9 同意第 8号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 10 同意第 9号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 11 同意第 10号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 12 同意第 11号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 13 同意第 12号 大衡村農業委員会委員の任命について
日程第 14 同意第 13号 大衡村農業委員会委員の任命について

議長（細川運一君） お諮りいたします。日程第3、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命についてから、日程第14、同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命についてまでの12件については、いずれも農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づく農業委員会委員の任命同意でありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、同意第2号から日程14、同意第13号までの12件を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（佐藤忠幸君） 同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命について。

本村農業委員会委員を下記のとおり任命したい。

よって、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 大衡村大瓜字堂ノ浦3番地

氏 名 八鍬 光

生年月日 昭和46年3月2日

以下の議案につきましては、条文が重複しますので、一部省略して読み上げさせていただきます。

同意第3号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大瓜字亀岡32番地

氏 名 遠藤政彦

生年月日 昭和30年9月8日

同意第4号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大瓜字要害21番地

氏 名 遠藤あけみ

生年月日 昭和29年11月14日

同意第5号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大瓜字野田56番地

氏 名 浅野一郎

生年月日 昭和28年10月22日

同意第6号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大瓜字岩下32番地

氏 名 伊藤正夫

生年月日 昭和37年5月17日

同意第7号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村駒場字深待63番地

氏 名 鈴木俊一

生年月日 昭和24年9月11日

同意第8号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大森字下薬師1番地2

氏 名 竹下隆悦

生年月日 昭和29年3月14日

同意第9号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村奥田字台13番地

氏 名 小川 豪

生年月日 昭和25年2月19日

同意第10号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村駒場字上横前19番地

氏 名 千葉悦子

生年月日 昭和42年7月31日

同意第11号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大瓜字下南沢57番地

氏 名 只野 一

生年月日 昭和27年10月22日

同意第12号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大衡字待井沢65番地

氏 名 関内秀樹

生年月日 昭和24年11月30日

同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大衡字柵木23番地3

氏 名 細川美奈子

生年月日 昭和37年10月28日

平成29年6月7日提出

大衡村長 萩原達雄

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 農業委員会委員の任命についてのご提案理由を申し上げます。

同意第2号から同意第13号までの本村農業委員会委員の任命について、一括してご説明を申し上げます。

これまで農業委員は選挙により選ばれておりましたが、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月から施行されたことに伴い、農業委員は議会の同意を経て村長が任命することとされております。

現農業委員につきましては、平成29年7月19日をもって任期満了となることから、新たな農業委員会制度により委員12名を任命いたしたく提案するものであります。

それでは、ご説明申し上げます。

同意第2号は、衡上地区の八鍬 光氏、46歳を任命いたしたく、提案するものであります。

八鍬氏は農業委員を平成23年7月から現在に至るまで務められており、また認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通して、担い手として活躍されている方であります。

次に、同意第3号は、衡中地区の遠藤政彦氏、61歳を任命いたしたく、提案するものであります。

遠藤氏は役場在職中、農業委員会事務局次長として豊富な経験のもと職務に邁進し、農業委員会制度並びに地域の農業事情にも精通されている方であります。

同意第4号は、衡下地区の遠藤あけみ氏、62歳を任命いたしたく提案するものであります。

遠藤氏は会社等に勤務される傍ら農業にも従事され、地域の農業事情にも精通されている方であります。大衡村農業協同組合にも元在籍していた方であります。

同意第5号は、大瓜上地区の浅野一郎氏、63歳を任命いたしたく提案するものであります。

浅野氏は農業委員を平成22年7月から現在に至るまで務められ、さらに平成26年7月からは農業委員会会長を務められるなど、本村農業行政の発展に邁進されており、また認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第6号は、大瓜下地区の伊藤正夫氏、55歳を任命いたしたく提案するものであります。

伊藤氏は農業委員を平成26年7月から現在に至るまで務められており、また認定農業者である法人の役員も務め、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方で

あります。

同意第7号は、駒場地区の鈴木俊一氏、67歳を任命いたしたく提案するものであります。

鈴木氏は農業委員を平成11年7月から現在に至るまで務められており、また認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第8号は、大森地区の竹下隆悦氏、63歳を任命いたしたく提案するものであります。

竹下氏は農業に従事される傍ら、地区の実行組合長も務められるなど地域の農業振興に邁進されている方であります。

同意第9号は、奥田地区の小川 豪氏、67歳を任命いたしたく提案するものであります。

小川氏は農業委員を平成17年7月から現在に至るまで務められており、また認定農業者でもあります。地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第10号は、蕨崎地区の千葉悦子氏、49歳を任命いたしたく提案するものであります。

千葉氏は農業委員を平成23年7月から現在に至るまで務められており、また認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第11号は、松原地区の只野 一氏、64歳を任命いたしたく提案するものであります。

只野氏は農業委員を平成26年7月から現在に至るまで務められており、また認定農業者でもある法人の役員も務め、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第12号は、衡東地区の関内秀樹氏、67歳を任命いたしたく提案するものであります。

関内氏は農業委員を平成5年4月から現在に至るまで務められており、さらには行政区長も務められるなど、地域の農業事情のみならず全般にわたり精通されており、地域振興に邁進されている方であります。

以上、11名の方々はいずれの方も地域農業の実情に精通され、農業に対する高い識見と地域からの信望も厚い方々であります。

なお、このうち認定農業者等は7名となっております。法律で定められている基準を満たしているところであります。

最後に、同意第13号は、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない委員として、衡上地区の細川美奈子氏、54歳を任命いたしたく提案するものであります。

細川氏はこれまで会社等に勤務される傍ら、統計調査員を12年間にわたって務められておられるなど誠実で高い識見を有されている方であります。

以上、12名を本村農業委員会委員に任命いたしたく存じますので、どうか皆様方のご同

意を賜りますようにお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長（細川運一君） お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論は行わず、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより、日程第3、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、会議規則第80条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番文屋裕男君、7番小川宗寿君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第82条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。6番文屋裕男君、7番小川宗寿君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

有効票のうち

賛成 12票

反対 0票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、八鍬 光君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） 日程第4、同意第3号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。8番細川幸郎君、9番高橋浩之君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 投票用紙の配付漏れはありますか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票願います。

〔投票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありますか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。8番細川幸郎君、9番高橋浩之君、開票の立ち会いをお願いします。

いたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 12票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、遠藤政彦君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第5、同意第4号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。10番遠藤昌一君、11番山路澄雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 投票用紙の配付漏れはありますか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありますか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。10番遠藤昌一君、11番山路澄雄君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、遠藤あけみ君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第6、同意第5号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。12番佐々木金彌君、13番小川ひろみ君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 投票用紙の配付漏れはありますか。（「なし」の声あり）配付漏れないと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。12番佐々木金彌君、13番小川ひろみ君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 12票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、浅野一郎君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第7、同意第6号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。1番石川 敏君、2番佐藤 貢君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。1番石川 敏君、2番佐藤 貢君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 12票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、伊藤正夫君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第8、同意第7号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。3番早坂豊弘君、4番佐々木春樹君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。3番早坂豊弘君、4番佐々木春樹君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 12票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、鈴木俊一君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第9、同意第8号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。6番文屋裕男君、7番小川宗寿君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。6番文屋裕男君、7番小川宗寿君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 12票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、竹下隆悦君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

議長（細川運一君） これより、日程第10、同意第9号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。8番細川幸郎君、9番高橋浩之君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。8番細川幸郎君、9番高橋浩之君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 12票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、小川 豪君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第11、同意第10号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。10番遠藤昌一君、11番山路澄雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。10番遠藤昌一君、11番山路澄雄君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 12票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、千葉悦子君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第12、同意第11号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。12番佐々木金彌君、13番小川ひろみ君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。12番佐々木金彌君、13番小川ひろみ君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、只野一君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第13、同意第12号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。1番石川 敏君、2番佐藤 貢君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票をいたします。1番石川 敏君、2番佐藤 貢君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、関内秀樹君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） これより、日程第14、同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。3番早坂豊弘君、4番佐々木春樹君を指名いたします。
投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投票〕

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票をいたします。3番早坂豊弘君、4番佐々木春樹君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 10票

反対 2票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、細川美奈子君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を3時35分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時35分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて

[大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について]

議長（細川運一君） 日程第15、議案第27号、専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（大沼善昭君） それでは、議案書につきましては15ページから26ページまでが条例改正の本文になっておりますが、別冊の条例改正に係る新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。条・項・号の入れかえとか字句等の改正は省略しましてご説明させていただきます。

今回の主な改正でございますが、個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除の見直しでございます。

配偶者特別控除については、配偶者控除と同じ所得控除額33万円の対象となる配偶者の前年の合計所得金額の上限を90万円に引き上げるものでございます。

改正の内容は、控除対象配偶者を同一生計配偶者と名称を変更するものです。

次に、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しです。

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を見直しまして2年間の延長になります。

また、軽自動車税におけるクリーン化特例の見直しでございます。燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい新車については、新規登録の翌年度の自動車税に限って標準税率から

75%または50%を軽減しまして、適用期限を2年間延長するものでございます。

次に、固定資産税に係る見直しでございますが、地域の中小企業等による設備投資の支援、企業誘導型保育事業に係る課税標準の特例措置の創設、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、緑地保全緑化推進法人が設置管理する一定の市民緑地の用に供する土地の特例措置の創設でございます。いずれも課税標準額が2分の1になる特例措置になります。

では、1ページから2ページでございます。

所得割の課税標準でございます。第33条第4項、第33条第6項は、特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得については、村長は提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案して、所得税と異なる課税方式により、個人住民税を課することができるということを明確にしたものでございます。

次に、2ページから3ページでございます。

配当割額または株式譲渡所得割額の控除でございます。第34条の9については、第33条の改正に伴う改正になります。

8ページをお願いします。

固定資産税の課税標準でございます。第61条第8項、震災等の事由により滅失損壊した償却資産にかわるものとして、政令で定める地域内、区域内で取得する償却資産に係る固定資産税について、最初の4年間、2分の1減額する措置になります。震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得したものに限ります。

次に、9ページでございます。

施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出でございます。第63条の2は、居住用超高層建物建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様に区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定したものでございます。

次に、9ページから12ページにかけてでございます。

法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の案分の申し出でございます。第63条の3と、11ページ、被災住宅用地の申告第74条の2は住宅が震災等の事由により滅失損壊した土地について、被災市街地復興推進地域に属する場合ややむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められるときについては、震災等の発生後4年度分、現在は2年度なんですが4年に変わりまして、当該土地を住宅用地とみなす改

正がされたものでございます。

次に、13ページでございます。

個人住民税の所得割の非課税の範囲等でございます。附則第5条は控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更するものでございます。

13ページです。

肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例です。肉用牛の売却に係る課税の特例が平成30年度までを平成33年度まで延長する改正になります。

14ページです。

附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、附則第10条の2の第7項から15ページの第16項は条項のずれでございまして、第17項は企業誘導型保育事業に係る固定資産税の特例について、第18項は緑地保全管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例について新設になるものでございます。

次、16ページから20ページでございます。

住宅用地等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。

附則第10条の3、18ページの第9項から11項ですが、新設された特定耐震基準適合住宅及び特定熱損失防止改修住宅に係る規定の適用を受けるための申請を規定したものでございます。

20ページから23ページでございます。

軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。

附則第16条第3項は法改正に伴うもので、21ページの第5項から第7項は軽自動車税におけるグリーン化特例について対象範囲を重点化した上で、2年間延長の改正になります。

22ページから23ページです。

軽自動車税の賦課徴収の特例でございます。

附則16条の2は法改正に伴うものでございまして、軽自動車税の賦課徴収の特例を規定したものです。三輪以上の軽自動車に該当するか否かは、申請に基づき国土交通大臣が行った認定に基づき判断することになります。虚偽の申請をし、国土交通大臣がその認定を取り消した場合は、その申請をした者を所有者とみなして不足分を徴収することになります。その場合は、不足税額に100分の10を乗じて計算した金額を加算することになります。

なお、改正法附則において、平成28年度以前分に不足税額が発生し、所有者以外、第三

者に原因があるときは、その第三者に納付の申し出を与えることができる規定が設けられています。

23ページから24ページです。

上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例でございます。

附則第16条の3は、村長は提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式、住民税の申告を課すことができることを明確化したものでございます。

24ページから25ページです。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例でございます。

附則第17条の2は法改正に伴うもので、適用期限が3年延長されるものでございます。29年から平成32年度までになります。

25ページから26ページです。

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例でございます。

附則第20条の2第4項は、特例配当等に係る所得について、村長は提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課すことができることを明確化したものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則についてご説明申し上げます。本文23ページでございます。

附則。施行期日の第1条第1項は、原則平成29年4月1日の施行期日との規定になります。同条第1号は公布の日、同条第2号は控除対象配偶者の定義変更に伴うものでございまして、平成31年1月1日の施行になります。同条第3号は、平成31年10月1日に施行しまして、同条第4号は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日になります。

村民税に関する経過措置の第2条第1項は、原則個人住民税に係る改正は平成29年度以降分の個人住民税から適用するものでございます。同条第2項は、控除対象配偶者の定義変更に伴うものでございますので、平成31年度個人住民税から適用するものでございます。同条第3項は法人の村民税に係る不足税額の納付の手続については、平成29年1月1日以降に新条例第48条第3項、第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金に適用するものでございます。

固定資産税の経過措置の第3条第1項は、原則平成29年度以降分の固定資産税から適用しまして、同条第2項は震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定

資産税の課税標準の特例は、平成28年4月1日以降に発生した震災等に係るものについては、平成29年度分から適用することになります。

24ページの同条第3項は、新たにわがまち特例化された条例第61条の2については、平成30年度分から適用するものでございます。同条第4項は被災市街地復興推進地域に定められた場合の特例規定は、平成28年4月1日以降に発生した震災等に係るものについては、平成29年度以降分に適用するものでございます。

同条第5項は、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された改正前法附則第15条第36項については、なお従前の例によるものでございまして、平成29年度改正で法附則第15条第36項が廃止されることによる措置になります。同条第6項は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された改正前法附則第15条第40項については、なお従前の例によるものでございまして、平成29年度改正で法附則第15条第40項が廃止されることによる措置になります。

軽自動車税の経過措置の第4条第1項は、原則平成29年度以降分の軽自動車税から適用するものです。同条第2項は平成28年度以降分に不足税額が発生し、所有者以外、第三者に原因があるときは告知行為の前にその第三者に納付の申し出を与えることができる規定になります。

25ページの同条第3項は、第2項の申し出をした第三者は申し出を撤回できないとする規制になります。

大衡村税条例等の一部を改正する条例の一部改正の第5条第1項は、附則第16条改正に伴う改正になります。また、第6条第1項は法律改正にあわせて改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第28号 専決処分の承認を求ることについて

〔大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に

について]

議長（細川運一君）　日程第16、議案第28号、専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君）　本案の説明を求める。税務課長。

税務課長（大沼善昭君）　それでは、議案書につきましては29ページでございます。別冊の条例改正に係る新旧対象表に基づいてご説明いたします。

34ページでございます。

第23条第2号は、国保税の減額について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行26万5,000円から27万円に引き上げるものでございます。第23条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額の現行48万円から49万円に引き上げることとしたものでございます。これは低所得者に対する軽減措置になります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第17　議案第29号　専決処分の承認を求めるについて

[大衡村企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について]

議長（細川運一君）　日程第17、議案第29号、専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 議案書につきましては32ページでございます。別冊の条例改正に係る新旧対照表に基づいてご説明いたします。35ページでございます。

第2条中、平成29年3月31日を、平成30年3月31日に改めるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第18 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて

〔復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について〕

議長（細川運一君） 日程第18、議案第30号、専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 議案書につきましては35ページが条例改正の本文になっておりますが、別冊の条例改正に係る新旧対象法に基づいて説明いたします。37ページでございます。

第2条中、平成29年3月31日を平成33年3月31日に改めるものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第19 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて

〔平成28年度大衡村一般会計予算の補正について〕

議長（細川運一君） 日程第19、議案第31号、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案第31号、別紙にてご説明申し上げたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度大衡村一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,981万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,328万5,000円とするものでございます。

繰越明許費、第2条の部分でございます。これは後ほどご説明申し上げます。なお、専決日は平成29年3月30日付となるものでございます。

続きまして、5ページをお開き願いたいと思います。

第2表、繰越明許費の補正でございます。全て追加分でござまして、5件分になるものでございます。

2款1項総務管理費普通財産管理費1,134万8,000円でございます。大瓜中山地区測量業務に係るものでございます。

7款2項道路橋梁費、3件ほどございまして、尾西中山線が170万円、奥田大森線が44万3,000円、大瓜南側線が4,133万6,000円になるものでございます。

続きまして、12款2項公営企業費、塩浪地区住宅団地整備事業費3,088万円でございます。

2款と7款、総務費と土木費については全て事業が終了しているものでございます。

続きまして、歳入歳出の補正を事項別明細書にてご説明申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税129万4,000円の増でございます。

2項1目自動車重量譲与税455万円の増ということでございます。

3款1項1目利子割交付金1万9,000円の増。

4款1項1目配当割交付金56万4,000円の減でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございまして、105万3,000円の減でございます。

6款1項1目地方消費税交付金でございます。6,000円の減ということでございます。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金82万8,000円の増。

8款1項1目自動車取得税交付金9万5,000円の減ということでございます。

いずれも、実績に基づく額の確定ということでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

11款1項1目地方交付税1億4,455万1,000円の増、特別交付税分でございます。

15款1項1目民生費国庫負担金3万6,000円の増でございます。内訳といたしましては、児童手当負担金が5万9,000円の増、介護保険基盤安定負担金が2万3,000円の減となるものでございます。

2項1目総務費国庫補助金3,000円の減でございます。個人番号カード交付事業事務費の補助金の減でございます。

3項2目民生費国庫委託金7,000円の減、児童福祉費委託金の減で、説明記載の交付金の減でございます。

16款1項1目民生費県負担金32万5,000円の増でございます。児童手当県負担金の増ということでございます。

2項2目民生費県補助金11万6,000円の減、1節社会福祉費補助金11万7,000円の減、2節児童福祉費補助金1,000円の増でございます。内容については説明記載のとおりでございます。

5目教育費県補助金311万7,000円の減、説明記載の補助金の減ということでございます。

6目振興総合補助金8万6,000円の減、同じく説明記載の補助金の減というところでございます。

3項県委託金3目教育費県委託金6万1,000円の減でございます。内訳といたしましては、2節放課後子ども教室事業の委託金、3節学び支援コーディネーター等配置事業委託金、それぞれの減でございます。

続いて次のページ、12ページをお開き願いたいと思います。

17款1項2目利子及び配当金5万9,000円の増、説明記載の3件分の基金利子の増減分

でございます。

19款 2 項 2 目地域振興整備基金繰入金 1 億1,500万円の減、6 目減災基金繰入金5,000万円の減。これにつきましては、交付税等の財源が出てきたものでございまして、取り崩しを取りやめたものでございます。

4 目明神揚水機施設維持管理基金繰入金と 5 目赤水処理施設維持管理基金繰入金、8 万円、136万6,000円の減、いずれも歳出による事業確定によるものでございます。

21款 4 項 1 目雑入 7 万4,000円の増、これにつきましては後期高齢者健康診査委託料でございます。

続きまして、歳出でございます。

2 款 1 項 6 目企画費4,000円の減、これにつきましては防衛施設周辺整備調整交付金事業基金の積立金でございます。

8 目財政調整基金費 5 万4,000円の増、利子積み立てでございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、財源の入れかえでございます。

3 款 1 項 3 目老人福祉費136万4,000円の減、これにつきましては28節繰出金、介護保険特別会計への繰出金ということでの減でございます。

4 目障害者福祉費16万4,000円の増でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

13節委託料1,000円の増で、障害介護給付審査委託料によるものということでございます。20節扶助費といたしまして16万3,000円の増、それぞれ補装具給付費、自立支援医療費、障害介護・訓練等の給付費、心身障害者医療等の扶助費の確定によるものでございます。

2 項 1 目児童福祉総務費、2 目児童措置費については財源の入れかえということでございます。

3 目母子福祉費 8 万2,000円の増、母子家庭医療費の扶助費の減でございます。

5 目児童保育費 5 万2,000円の増、13節の委託料の増でございます。

6 目児童福祉費56万5,000円の増で、障害者通所支援事業に係る扶助費によるものでございます。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費36万4,000円の減でございます。黒川病院に係る負担金の減でございます。

3 目予防費については財源の入れかえでございます。

2項1目清掃総務費1,069万3,000円の減、これにつきましては黒川行政事務組合に係るごみ焼却施設負担金の減でございます。

5款2項1目林業振興費、財源の入れかえでございます。

7款4項3目下水道費、これも財源の入れかえでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

8款1項1目常備消防費213万4,000円の減、これにつきましても、黒川行政事務組合の消防費の確定によるものでございます。

9款2項2目教育振興費5万1,000円の減でございます。事業終了による減ということですございます。

3項2目教育振興費、これについては財源の入れかえでございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費でございます。135万7,000円の減でございまして、内訳といたしましては修繕料の減が103万3,000円、工事請負費が33万3,000円の減、繰出金が9,000円の増でございます。

3目明神揚水機設維持管理8万円の減、修繕料の減でございます。

11款1項1目公債費、財源の入れかえでございます。

13款1項予備費452万4,000円の減、財源の調整でございます。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第20 議案第32号 専決処分の承認を求ることについて

〔平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の
補正について〕

議長（細川運一君） 日程第20、議案第32号、専決処分の承認を求ることについてを議題いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第32号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第32号別紙、平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億194万8,000円とするものでございます。

専決日は、平成29年3月30日でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等負担金138万8,000円の増、変更申請決定通知による補正でございます。

2項1目財政調整交付金1,344万4,000円の減、こちらは実績報告による補正でございます。1節の普通調整交付金1,417万4,000円の減につきましては療養給付費等の実績に伴うもので、2節の特別調整交付金73万円の増については二十未満の被保険者による財政負担などによる増額でございます。

続きまして、5款2項1目県財政調整交付金789万5,000円の増、変更申請によるものでございます。

続きまして、7ページの歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目一般被保険者療養費、こちらにつきましては財源の入れかえでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、同様でございます。

次のページ、8ページをお開き願います。

3款1項1目後期高齢者支援金、6款1項1目介護納付金、8款2項1目保健事業費、これらにつきましても財源の入れかえでございます。

12款1項1目予備費416万1,000円の減につきましては、財源調整でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第21 議案第33号 専決処分の承認を求めるについて

〔平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について〕

議長（細川運一君） 日程第21、議案第33号、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） それでは、議案第33号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正の規定でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ381万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,731万円とするものでございます。

専決日は、平成29年3月30日でございます。

内容につきましては、6ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。3款2項1目調整交付金1節現年度分調整交付金12万円の増、変更申請の額の確定によるものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金2節過年度分257万3,000円の減でございます。平成27年度分の調整でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金98万8,000円の減、現年度分の給付見込みによる村負担

12.5%相当分でございます。2目その他一般会計繰入金37万6,000円の減、黒川行政の認定審査会負担金の額の確定によるものでございます。

続きまして、7ページお願ひいたします。

歳出でございます。

1款3項2目認定審査会共同設置負担金37万6,000円の減であります。先ほど歳入でご説明申し上げましたとおりでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費500万円の減、2節施設介護サービス給付費100万円の増、5目居宅介護サービス計画給付費60万円の減、6目地域密着型介護サービス給付費200万円の減、いずれも給付見込みによる増減でございます。

続きまして、8ページをお願いたします。

2款4項1目特定入所者介護サービス等費130万円の減、給付見込みによる減額でございます。。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金450万円の増、7款1項1目予備費4万1,000円の減、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後4時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議會議長

署名議員

署名議員